

# 栃木県ミニバスケットボール連盟 加盟規定

## 第1条 (目的)

この規定は、ミニバスケットボールの

- ①競技の公正な運営
- ②加盟チームの権利と義務の行使
- ③普及の円滑化・競技力の向上
- ④(一社)栃木県バスケットボール協会(以下県協会という)に対する組織の明確化のために栃木県ミニバスケットボール連盟(以下県ミニ連盟という)に加盟手続きなどを定めることを目的とする。

### 注) 日本ミニバスケットボール連盟(以下日本ミニ連盟という)のねらい

- 「チームに所属した子どもに可能な限り多くのゲームに参加させること。」  
「子どもたちにミニバスケットボールの楽しさを十分に味わわせること。」  
「各地に広くミニバスケットボールのチームが存在するようはかること。」

## 第2条 (定義)

- 1, 加盟とは1チームが県ミニ連盟に加盟を完了するとともに、(財)日本バスケットボール協会(以下日本協会という)の定めるTeam JBAを利用して日本協会及び日本ミニ連盟及び県協会に加盟を完了することをいう。
- 2, 登録とは競技者が県ミニ連盟に登録を完了するとともに、Team JBAを利用して日本協会及び日本ミニ連盟及び県協会に加盟を完了することをいう。
- 3, 1チームとは
  - ①各地区ミニバスケットボール連盟(以下各地区ミニ連盟という)に登録
  - ②競技者は12才以下の小学生児童
  - ③男女別々
  - ④単独で組織されたチームをいう。

### 注) 単独で組織されたチームの内容

- (1) 1校区児童で構成されたチームとする。  
※ ただし、1校区から複数チームの登録を希望する場合、教育的配慮のもと、各地区ミニ連盟で協議し、県ミニ連盟の承認を得る。
- (2) 1校区児童のみでは活動できない場合のみ近隣の同一条件校との合体(連合)を認める。
- (3) 他学区にチームが普及していない場合等、諸条件が地域によって違いがあるため上記(1)、(2)をそのまま当てはめることができない場合も多い。  
その際、第1条注)の日本ミニ連盟のねらいをもとに加盟の適否を判断する。連合チームの場合の学校別、学年別人数と連合の経緯、適否等について十分考慮されることが望ましい。また、加盟登録は、活動しているチームを構成している全員を対象としている。  
※ この(1)(2)の理念を礎に(3)の内容も考え、各地区ミニ連盟は県ミニ連盟に登録する。

## 第3条 (加盟の義務)

- 1, 県ミニ連盟にて、ミニバスケットボール競技を行うチームは、日本ミニ連盟加盟規定に基づいて日本協会及び県協会及び日本ミニ連盟及び県ミニ連盟に加盟しなければならない。同時に、県ミニ連盟規約に基づいて加盟しなければならない。さらに、栃木県内のミニバスケットボールチームが円滑に県ミニ連盟に加盟できるように、加盟については以下の規定を設ける。
- 2, 各チームは年度の当初(期日は別に定める)、各地区ミニ連盟を通して県ミニ連盟に加盟しなければならない。また、年度の途中において加盟する場合も、各地区ミニ連盟を通して加盟しなければならない。

#### 第4条 (加盟チームの権利)

県ミニ連盟に所定の手続きを経て加盟したチーム、ならびに、そのチームに登録した指導者・競技者は、県ミニ連盟の主催した大会、講習会などに参加する権利を得る。

#### 第5条 (加盟チームの義務)

加盟チームはTeam JBAに従い、加盟料を納めなければならない。納入した加盟料は、いかなる理由があっても返還されない。

#### 第6条 (二重登録の禁止)

チーム加盟の競技者は1人1チームとし、二重登録を認めない。

#### 第7条 (加盟の申請)

- 1, 各地区ミニ連盟は、毎年度、県ミニ連盟準備会議時までには所属全チームをまとめ、加盟の手続きをしなければならない。所定の期日以降における加盟はその年度が終わるまで認められない場合がある。
- 2, 各地区ミニ連盟は、県ミニ連盟所定のチーム・指導者・選手登録用紙及び加盟届出書に各地区ミニ連盟登録全チームに関して責任をもって審査し必要事項を記入するとともに、チーム・指導者用紙及び加盟届出書を期限までに県ミニ連盟に提出する。チーム・指導者・選手登録用紙及び加盟届出書は複写して1部を各地区ミニ連盟に保存用として残し、保管すること。

#### 第8条 (加盟の追加変更)

- 1, 追加加盟：期日以降新しく結成されたチームは、各地区ミニ連盟より申請を県ミニ連盟にし、県ミニ連盟の承認を得て加盟することができる。
- 2, 県ミニ連盟の主催する大会におけるチーム・指導者・競技者の追加変更は、追加変更する代表者会議までとし、各地区ミニ連盟より申請を県ミニ連盟にし、県ミニ連盟の承認を得て大会に参加できる。

#### 第9条 (競技者の入団・入部)

- 1, 競技者の居住地もしくは通学している学校の学区に登録チームがある場合、競技者はそのチームに所属するものとする。
- 2, 国・県・私立・各種学校等特定学区を持たない小学校に通学する競技者は、居住地の学区に登録チームに所属するものとする。
- 3, 学区に登録チームがない場合は、学区が属する地区内の中学校区にあるチーム、または地区内、当該中学校区の隣接する中学校区にあるチームに所属することができる。
- 4, チーム主体校の近隣でない学区に通学したり居住したりしている競技者が入部を希望してきた場合、必ず所属各地区ミニ連盟に相談すること。各地区ミニ連盟は、理事会等において協議し、入団・入部の可否を決定し、県ミニ連盟の承認を得る。
- 5, 競技者から相談を受けた各地区ミニ連盟においては、上記の規定に照らし合わせて入部可能な適正チームを紹介する。指導者・保護者同士の暗黙の了解や勝手な判断で事態を進行させないこと。
- 6, 競技者の通う小学校もしくは中学校区において、新チームが立ち上がったことにより登録チームの変更が生じた場合、当該競技者は新チーム発足以前に所属していたチームに残留することができる。また、その競技者の兄弟姉妹は競技者の所属しているチームに入ることができる。

#### 第10条 (指導者・競技者の登録変更、移籍)

- 1, チームに登録した指導者は、年度内において原則として別のチームに登録変更(移籍)することはできない。
- 2, チームに登録した競技者は、転居を伴う転校等、やむを得ない場合を除いて、原則として別のチームに登録変更することはできない。なお、上記のような事情が生じた場合は、原則として転出先チームに所属するのが望ましいが、本人の希望があれば元のチームに残留することもできる。また、両チームのチーム代表者は各地区連盟を通して県連盟に事前に申請し承認を得るものとする。

ただし、上記の理由に当てはまらない移籍に関しては、別途常任理事会で協議する。この場合、必ず各地区連盟を通じて、県ミニ連盟に事前に相談すること。その後状況を判断して、競技者の自宅もしくは通学している学校の近隣のチームへ紹介することもあり得る。

(指導者・保護者同士の暗黙の了解や勝手な判断で事態を進行させないこと。)

- 3, 近くに登録チームがあるにもかかわらず遠隔地のチームに所属している競技者には、自宅もしくは通学している学校の近隣のチームに所属するように指導する。

#### 第11条 (競技者の年齢制限)

- 1, ミニバスケットボールの選手は「12歳以下の小学生」である。これを日本の学齢に当てはめ、6年生に相当する年齢までとする。  
(2009年度でいえば、1997年4月2日～1998年4月1日生まれまで)
- 2, 外国から編入学した児童も上記1, と同様に扱う。
- 3, 上記の年齢制限を超える選手がいる場合。
  - ・各チームでの練習は自由である。
  - ・練習試合、交歓会、招待試合においては、主催者の判断に委ねる。
  - ・全国大会予選会、県が主催する大会及びそれにつながる各地区ミニ連盟主催の予選会には出場できない。
  - ・各地区ミニ連盟での公式試合においても出場できない。

#### 第12条 (全国大会・関東大会・県大会への出場資格及び推薦)

- 1, 加盟登録されたチームの指導者(のうち1名以上)は以下の資格を有していなければならない。この資格は、年度当初までに Team JBA において登録を完了させて生じるものである。

- (1)全国大会…… JBA公認D級コーチ以上
- (2)関東大会…… JBA公認E1級コーチ以上
- (3)県大会 …… JBA公認E1級コーチ以上

- 2, 加盟登録されたチーム構成そのものが多数の小中学校区の競技者で構成されたチームであっても、全国ミニバスケットボール大会、関東大会、関東大会県予選、県大会予選(各地区大会)、県大会には出場推薦資格がある。しかし、第2条の「単独で組織されたチーム」に当てはまらない場合は、出場推薦資格はない。

#### 第13条 (審査及び違反に対する処分)

- 1, 加盟に関する審査は、この規定に基づき各地区ミニ連盟が行い、県ミニ連盟の承認を得るものとする。但し承認は期限までに県ミニ連盟に送付、送金された時点とする。
- 2, この規定に違反した加盟チーム・指導者・競技者は、県ミニ連盟常任理事会で審議し処罰することがある。
- 3, 処罰は、加盟の取消、一定期間の権利の停止、その他とする。

#### 第14条 (疑義、紛争の解決)

この規定に定めていない事項または疑義、紛争が生じた場合は、県ミニ連盟常任理事会が処理する。

#### 第15条 (規定の変更)

この規定は、理事会出席者の過半数の賛成により変更できる。

#### 付則

- 年度とは、毎年4月1日～翌年3月31日とする。
- この規定は、平成21年4月1日より施行する。  
但し、平成21年4月1日から平成22年3月31日まで移行期間を設け、平成22年度より完全施行する。
- 平成26年11月22日一部改正(第2条の単独で組織されたチームの定義については、平成28年度より完全実施)

- 平成28年5月14日一部改正
- 平成29年5月14日一部改正
- 平成30年5月12日一部改正

以上

**<http://www.tochigi-mbf.com/>** に掲載